

## マイナンバーカード・マイナポイントのお知らせ

### ●QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が送付されます

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請も行えるQRコード付き申請書等が順次送付されます。申請書などは、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構（以下、J-LIS）」から送付され、スマートフォンなどでQRコードを読み取ることでマイナンバーカードの申請が行えます。

\*カードのお受け取りは、後日役場住民課までお越しいただきます。

\*以下に該当する方は、申請書などが送付されません。

・令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方

出生時または転入時に、J-LISから個人番号通知書などと一緒に交付申請書が送付されています。

・在留期間の定めのある外国人の方

地方出入国在留管理庁で、マイナンバーカードの交付申請などについてお知らせしています。

・配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為など、児童虐待およびこれらに準ずる行為の被害者として、住民票の住所と異なる居所情報を登録している方

### ●マイナポイントについて

マイナポイントは、マイナンバーカードの普及促進、消費活性化を目的として、キャッシュレス決済サービス（クレジットカード、電子マネー、QRコードなど）で利用可能なポイントが付与される国の事業です。

マイナポイントを受け取るためには、マイナンバーカードの取得と併せて電子証明の設定が必要です。

#### ○マイナポイント第2弾

##### (1) 付与されるポイントの種類

①マイナンバーカードを新規に取得で最大5,000円相当のポイント

マイナンバーカードを取得された方のうちマイナポイント第1弾に申し込んでいない方が対象です（マイナンバーカードをこれから取得される方も含みます）。

\*マイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ2万円のチャージやお買い物を行っていない場合（最大5,000円分までポイント付与を受けていない方）は、引き続き上限（5,000円相当）までポイントの付与を受けることができます。

②健康保険証としての利用申し込みを行う方（既に利用申し込みを行った方も含みます）に、7,500円相当のポイント

③公金受取口座の登録を行った方（既に利用登録を行った方も含みます）に、7,500円相当のポイント

##### (2) 対象となるマイナンバーカードの申請期限

令和4年9月末まで

##### (3) マイナポイント第2弾申込期限

令和5年2月末まで

##### (4) 申込方法

パソコン（カードリーダー必要）またはスマートフォン（対応の機種）から、総務省のマイナポイント事業ホームページ（QRコード参照）よりお申し込みください。また、マイナポイント手続きスポット（セブン銀行ATMや郵便局など）でもお申し込みが可能です。（\*公金受取口座は、事前または事後にマイナポータルから登録する必要があります。）

《次ページへ続く》

